



不当勞動行為は「醫官側の行為!」

「都労委救済命令」の速やかな履行を

ジェイアールバス関東会社に強く求めます!

9月30日、「ジェイアールバス関東不当労働行為事件中労委取り消し控訴審訴訟」で、東京高等裁判所は「令和5年1月11日に出された

中労委命令を取り消す判決」を出しました。裁判所では、救済の利益を否定したことは失当(道理を得ていない、不適切)であることや、労働委員会の「広範な裁量権」について、労働委員会や救済制度の意義についても厳しく指摘をしています。

1か月が経過しましたが、未だに202 1年9月16日に東京都労働委員会から 交付された救済命令が履行されません。

救済命令の履行について 法律や規則によって定められています!



労働組合法第27条の12第 4項で「委員会の命令は、 命令を交付した日から効力 が生じる」とされています! 使用者は労働委員会規則 45条第1項に基づき、命令 書の写しを交付されたとき から遅滞なくその命令を履 行しなければなりません!



JTSU は持続可能な開発目標(SDGs)を 応援しています。